

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	共通	運営規程について	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続を運営規程に定めること。	可茂県事務所
2	共通	運営規程について	苦情に対応するために講ずる措置に関する事項を運営規程に定めること。	可茂県事務所
3	共通	勤務体制の確保等について	従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。	可茂県事務所
4	共通	勤務体制の確保等について	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、相談に対応する担当者をあらかじめ定める等により、相談への対応のための窓口を定め、職員に周知すること。	可茂県事務所
5	共通	勤務体制の確保等について	管理者等他職種と兼務する場合は、月々の勤務表において、それぞれの職種としての常勤換算数を別々に区分して管理すること。	可茂県事務所
6	共通	業務継続計画について	職員に対し、業務継続計画に係る研修及び訓練を定期的実施すること。	可茂県事務所
7	共通	感染症対策について	感染症の予防について記載されたマニュアルだけでなく、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告、等について盛り込んだ指針を作成すること。	可茂県事務所
8	共通	虐待の防止について	虐待の防止のマニュアルとは別に指針を整備すること。	可茂県事務所
9	共通	虐待の防止について	虐待防止検討委員会においては、虐待報告の有無だけでなく、虐待等の発生の防止・早期発見のための対策、虐待防止のための職員研修の内容、虐待等について、従業者が相談・報告できる体制の整備、等について検討すること。	可茂県事務所
10	共通	介護職員等処遇改善加算について	介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等の要件、及び当該職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系について、書面により整備し、全ての介護職員に周知すること。	可茂県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	訪問介護計画について	訪問介護計画書において、目標の達成状況を評価の上、具体的に記録すること。	可茂県事務所
2	訪問看護	訪問看護計画書について	訪問看護計画書には、利用者の希望、心身の状況、看護目標に加え、主治医の指示等を踏まえた具体的なサービス内容等を記載すること。また、当該サービスの時間、日程等も記載すること。	可茂県事務所
3	訪問看護	訪問看護計画書について	訪問看護計画書において、目標の達成状況を評価の上、具体的に記録すること。	可茂県事務所
4	訪問リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算について	家族に対する指導を選択する場合は、事業所の理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から介護の工夫に関する指導と日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。また、この指導・助言について記録すること。	可茂県事務所
5	訪問看護	訪問看護計画書について	訪問看護における支援内容が変更となり、新たな訪問看護計画書が作成された際には、利用者またはその家族等から同意を得ること。	可茂県事務所
6	訪問介護	初回加算について	初回加算を算定するにあたっては、初回もしくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が自ら訪問介護もしくは同行訪問をすること。また、初回加算を算定する根拠となる介護記録においては、サービス提供責任者が訪問もしくは同行訪問した旨を明記すること。	可茂県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	居宅療養管理指導	指定居宅療養管理指導の取扱方針について	サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供、並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等について指導、助言等を行うこと。	可茂県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	通所リハビリテーション	入浴介助加算（Ⅱ）について	医師、理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作と浴室の環境を評価した上で、利用者の身体の状況、居宅の浴室の環境等を含めて記載された個別の入浴計画を作成すること。	可茂県事務所
2	通所介護	科学的介護推進体制加算等について	個別機能訓練加算Ⅱ、口腔機能向上加算Ⅱ及び科学的介護推進体制加算の算定にあたっては、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等を活用し、サービス提供の在り方について検証を行うこと。ただ情報を厚生労働省に提出するだけでは、これらの加算の算定要件を満たさないことに注意すること。	可茂県事務所
3	通所介護	勤務体制について	勤務表においては、機能訓練指導員の勤務状況を明記すること。	可茂県事務所
4	通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算について	リハビリテーションマネジメント加算の算定にあたっては、医師の指示及びリハビリテーション計画に基づいて実際にサービス提供が行われた後、利用者の心身機能、活動、参加の状態の変化や、課題の解決及び目標の達成状況について評価し、それらを計画の見直し等に活用可能な形で明確に記録すること。	可茂県事務所
5	通所リハビリテーション	栄養アセスメント加算について	栄養アセスメント加算の算定にあたっては、管理栄養士だけでなく、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを行うこと。また、利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対して、その結果を説明すること。	可茂県事務所
6	通所介護	口腔機能向上加算について	口腔機能向上加算の算定にあたっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスを提供した上で、その実施日、サービス提供者氏名及び職種、指導の内容（口腔清掃、口腔清掃に関する指導、摂食・嚥下等の口腔機能に関する指導、音声・言語機能に関する指導）について記録すること。	可茂県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	福祉用具貸与	衛生管理について	福祉用具の保管又は消毒を委託している事業者に対しては、業務の実施状況を定期的に確認すること。	可茂県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	介護老人保健施設	人員基準について	看護職員及び介護職員の総数に占める看護職員の割合が、標準を大きく下回るため、看護職員は総数の7分の2程度を配置するよう図ること。	可茂県事務所
2	介護老人保健施設	口腔衛生管理体制について	口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。	可茂県事務所
3	介護老人保健施設	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）について	施設入所時の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がないことを確認すること。	可茂県事務所
4	介護老人福祉施設	協力医療機関について	配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うこと。また、協力医療機関（第二種協定指定医療機関）との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。	可茂県事務所
5	介護老人福祉施設	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）について	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）を算定するにあたっては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応（感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等）を行う体制を確保していること。また、季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に高齢者施設等において流行を起しやすき感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入居者に対して適切に医療が提供される体制を構築すること。	可茂県事務所
6	介護老人福祉施設	栄養ケアについて	入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、多職種が共同して入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成すること。	可茂県事務所
7	介護老人保健施設	褥瘡マネジメント加算について	褥瘡マネジメント加算において、褥瘡が無い者についても褥瘡ケア計画を作成しているが、この場合においては、どのような理由で褥瘡発生のリスクが高いのか、発生を防止するために施設として何を取り組むのか、を当該計画において明記すること。	可茂県事務所
8	介護老人保健施設	口腔衛生管理体制について	口腔衛生の管理において、口腔の健康状態の評価は入所時だけではなく、月1回程度各入所者に対し実施すること。	可茂県事務所
9	介護老人保健施設	短期集中リハビリテーション実施加算について	短期集中リハビリテーション実施加算を算定するにあたっては、集中的なリハビリテーションとして、20分以上の個別リハビリテーションを1週につきおおむね3日以上実施すること。	可茂県事務所
10	介護老人福祉施設	入浴について	1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきすること。	可茂県事務所
11	介護老人福祉施設	精神科を担当する医師に係る加算について	精神科を担当する医師に係る加算を算定するにあたっては、定期的な療養指導が月に2回以上行われる必要があるため、入所者へ行った療養指導については、記録等を残すこと。	可茂県事務所